

## 特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針の考え方（6） - 報酬及び費用の基準（法第65条第4項第6号関係）他 -

### 第1 報酬及び費用の基準

#### 1. 費用についての基本的な考え方

特定適格消費者団体が、授権を受けた消費者から受領する金銭には報酬と費用がある。

「報酬」とは、一定の事務を処理するための統一的な労務に対する対価をいう（我妻栄「債権各論中巻二（民法講義V3）」532頁）。例えば、特定適格消費者団体の負担した人件費については報酬により賄われることになる。次に「費用」とは、受任者が相当の注意を持って事務処理上必要と判断して支出した費用であって、結果的に委任者にとって必要であったか否か、また、委任者にとって効果が残ったか否かは問わない（大審院昭和2年1月26日判決）。例えば、特定適格消費者団体が弁護士に依頼した場合の弁護士費用、通知公告に要する実費、裁判所に納める郵便切手代・収入印紙代などが費用に該当する。

そして、費用は、消費者のために支出したものであるから、特定適格消費者団体が授権を受けた消費者から回収できるとすべきである。

もっとも、費用のうちでも、①金額が定まっているもの（例えば債権届出に要する印紙代）、②金額に幅があるものの、その額が小さいもの（例えば書類等を送付する費用）、③金額に幅があり、その額が大きくなるもの（例えば弁護士費用や鑑定に要する費用）がある。

①については金額が定型的であり特定適格消費者団体に裁量の余地がなく、②については金額が小さいのであるから、①及び②については全額を消費者から回収できるとしても、消費者の利益の擁護の見地から不当なものには該当しない。他方で、③については、費用のうちに占める割合が大きくなり、無制限に全額を消費者の負担としてしまうと、消費者の利益の擁護の見地から不当になってしまう場合があり得る。

そこで、①及び②については、全額を消費者から回収できるとし、③は、後述のとおり、特定適格消費者団体の報酬と併せて上限を設けるべきだと考えられる。具体的には、以下の項目Aについては全額を消費者から回収できるとし、項目Bについては、上限を設けるべきである。

【項目A】 <sup>1</sup>	【項目B】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判所に納める郵便切手代</li> <li>・裁判所に納める収入印紙代</li> <li>・登記簿謄本、登記事項証明書、戸籍抄本、住民票等の書類を取り寄せるのに必要な費用</li> <li>・事務消耗品 ・ 謄写費用 ・ 荷造運搬費</li> <li>・照会手数料 ・ 通信費</li> <li>・交通費（旅費、宿泊費を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士費用</li> <li>・鑑定、通訳、翻訳、測量に要する費用</li> <li>・法第25条による通知費用及び法第26条による公告費用</li> <li>・仮差押手続に要する費用（裁判所に納める郵便切手及び収入印紙代、弁護士報酬は除く）</li> <li>・その他の費用</li> </ul>

<sup>1</sup> なお、項目Aの費用とは別に、2. に記載のとおり、消費者に常に負担を求めることができる報酬もある。

## 2. 着手金等について

- (1) 後掲3. 記載のとおり、1. の項目Bの費用及び特定適格消費者団体の報酬（以下、1. の項目Bの費用及び特定適格消費者団体の報酬をあわせて「報酬等」という。）については上限を定めるべきであり、その上限は、回収された金額のうちの割合をもって示すことが考えられるが、回収された金額が極めて低額又はゼロとなる場合があり得、回収された金額のうちの割合をもって上限を画すると、特定適格消費者団体の報酬等が僅少なものになるか無いことになってしまう。しかし、その場合であっても、特定適格消費者団体に一定の事務処理を依頼するのであるから、一定程度は、消費者に負担を求めることができるとしても消費者の利益の擁護の見地から不当なものとはいえない。そこで、回収された金額が極めて低額又はゼロとなる場合であっても、消費者に1万5000円【P】を上限に負担を求めることができるということが考えられる。
- (2) また、弁護士に依頼する場合に着手金の支払を求められることが多いことを踏まえると、特定適格消費者団体が授権に際して着手金の支払を求めることがあり得る。もっとも、特定適格消費者団体が自由に着手金の金額を設定できるとすると、最終的に回収された金額によっては着手金が報酬等の上限を超える場合が発生し、特定適格消費者団体が、着手金の一部を返金しなければならないことになる。しかし、そのような事態は、消費者と特定適格消費者団体との間に無用のトラブルが生じかねず、また、消費者と特定適格消費者団体の権利関係を複雑にするおそれがある。そこで、特定適格消費者団体が消費者に着手金の支払を求める場合には、返金がないようにする必要がある。具体的には（1）で記載した回収金額が極めて低額又はゼロとなる場合であっても消費者に支払を求めることができる金額を着手金の上限とすることが考えられる。

## 3. 簡易確定手続の報酬等の上限

法第65条第4項第6号に規定する「消費者の利益の擁護の見地から不当なものではない」というためには、消費者に一定の取戻分を確保すべきであり、そのために、報酬等については、上限を設けるべきと考えられる。

上限については、回収された金額のうち報酬等が占める割合をもって示すことが考えられるが、ア 回収される金額には多寡があるものの、金額の多寡に正比例して労力等が増加するわけではないこと、イ 授権をした消費者の数が増えた場合に、消費者の数に正比例して労力等が増加する部分とそうではない部分とがあり、後者について効率化が図られていることに鑑みると、一律に定めることは適当でないと考えられる。

そして、報酬等の上限は、モデルケースを前提に、特定適格消費者団体の支出及び負担についてシミュレーションを行い、それを参考に設定すべきと考えられるところ、別表1及び2がそのシミュレーション結果であり、別表3のA案、B案、C案がシミュレーション結果を参考に設定した報酬等の上限に

ついでにの考え方である。このA案、B案、C案についてシミュレーション結果と比較検討したものが、別表4-1（A案）、別表4-2（B案）、別表4-3（C案）である。

A案は、消費者1人当たりの回収金額が10万円の場合でも、特定適格消費者団体がシミュレーションどおりの支出・負担をしてもできるだけ赤字となることがないように設定された上限である。もっとも、A案においては、特定適格消費者団体の赤字を極力回避するために、消費者の取戻分が極端に少なくなる箇所が発生する。また、消費者1人当たりの回収金額が高額な場合や授権者数が多い場合に、上限がシミュレーションどおりの支出・負担を大きく上回ることになる。

B案は、消費者1人当たりの回収金額が高額な場合や授権者数が多い場合でも、シミュレーションどおりの支出・負担をやや上回る程度で上限を設定したものである。もっとも、B案は消費者1人当たりの回収金額が高額な場合や授権者数が多い場合にシミュレーション結果との乖離を回避することを念頭においており、それを実現するためには、消費者の回収金額が低額の場合の上限も低く抑えざるを得ず<sup>2</sup>、その結果、回収金額が低額な場合に、特定適格消費者団体の支出・負担が、上限を上回ってしまうことになる。

C案は、A案とB案の中間を想定した上限の設定である。A案のように消費者1人当たりの回収金額が10万円の場合の赤字を解消することはできないが、回収金額が多い事件ではB案よりも余剰が生じる。そのため、回収金額が多い事件で生じた利益を、回収金額が低額な事件の赤字分に補填することが可能に

---

<sup>2</sup> B案では、例えば授権者数が1000人以上の場合は、個々の消費者の回収金額が20万円未満のときは18%を上限とし、20万円以上50万円未満の場合は6%+2万4000円が上限となっている。この2万4000円は、回収金額が増加した場合に特定適格消費者団体の報酬が低減されることを防ぐために加算しているものである。個々の消費者の回収金額が19万9999円の場合は18%が報酬の上限となるので、 $19万9999円 \times 18\% = 3万5999円$ が報酬の上限となる。しかし、個々の消費者の回収金額が20万円になった場合に20%を6%に低減させるのみであると、 $20万円 \times 6\% = 1万2000円$ となる。しかし、回収金額が19万9999円の場合は3万5999円が報酬の上限であるのに、回収金額が20万円になると1万2000円が上限となるのでは、個々の消費者の回収金額を増やした結果、特定適格消費者団体の報酬が減額されるのは不合理である。そこで、個々の消費者の回収金額が19万9999円から20万円に増えた場合に特定適格消費者団体の報酬が減額されないように、 $20万円 \times (18\% - 6\%) = 2万4000円$ を加算する必要がある。

そして、仮に、授権者数が1000人以上の場合で、個々の消費者の回収金額が20万円未満のときの上限を18%ではなく20%とすると、上限を20%から6%に低減させるときに、2万4000円ではなく2万8000円を加算する必要が生じる。しかし、個々の消費者からすれば4000円の増額に過ぎないが、1000人以上の授権者がいることになるので、合計すると、 $4000円 \times 1000人 = 400万円$ も、上限が上昇する結果となる。

上記のとおり、B案では、授権者数が1000人以上の場合で、個々の消費者の回収金額が20万円未満のときの上限を18%と定めているが、A案のように29%とすると、6%に低減する際には $20万円 \times (29\% - 6\%) = 4万6000円$ を加算する必要が生じ、18%の場合（2万4000円）と比較すると、2万2000円多く加算することになる。この2万2000円が1000人となると、2200万円となる。

なる。

なお、報酬等の上限は、モデルケースのシミュレーション結果を参考に設定しているものの、実際の事案は千差万別であり、常にモデルケースと同様に被害回復関係業務を遂行できるわけではない。そこで、特定適格消費者団体は、消費者の取戻分をなるべく多くし、かつ、被害回復関係業務が適正に実施できるよう、適切に報酬及び費用を定めることが必要であると考えられる。

#### 4．異議後の訴訟等の報酬及び費用

- (1) 本制度上、消費者は簡易確定手続から加入し、同手続内で権利が確定して事業者からの支払によって被害の回復が図られる者もいるが、場合によっては、異議後の訴訟に移行したり、民事執行手続に移行することもあり得る。また、異議後の訴訟中に、証拠保全手続が行われる場合も想定され得る。これらの手続は、簡易確定手続とは異なり常になされるものではないので、これらの手続に係る報酬等は、簡易確定手続とは別に上限を定めるべきと考えられる。
- (2) そして、異議後の訴訟は、通常の民事訴訟とは異なる側面もあるものの、共通義務確認訴訟の認容判決、簡易確定決定などの前提となる手続があり、争点が明確化していると考えられ、通常の民事訴訟よりは業務負担が軽減していると考えられる。また、事業者の判断によって異議後の訴訟に移行する場合は、授権の際に異議後の訴訟についての説明を受けていたとしても、必ずしも消費者の意思に沿わない場合があることも踏まえる必要があると考えられる。
- (3) 以上を踏まえ、異議後の訴訟等については、以下の上限の範囲内で、追加して報酬及び費用の支払を求めることができるということが考えられる。
  - ① 異議後の訴訟
    - ア 報酬  
回収金額のうちの10%を上限とする。ただし回収金額が3000万円を越えるときは超える部分については6%を上限とする。  
異議後の訴訟の結果にかかわらず、13万円までは消費者に支払を求めることができる。また、異議後の訴訟において着手金の支払を求める場合は13万円を上限とする。
    - イ 費用  
弁護士費用以外の費用は全額を消費者に請求することができる。
  - ② 民事執行手続
    - ア 報酬  
異議後の訴訟の上限（回収金額のうちの10%を上限とする。ただし回収金額が3000万円を越えるときは超える部分については6%を上限とする。）を上限とする。

民事執行手続の結果にかかわらず、7万円までは消費者に支払を求めることができる。また、異議後の訴訟において着手金の支払を求める場合は7万円を上限とする。

イ 費用

弁護士費用以外の費用は全額消費者に請求できる。

③ 証拠保全手続

ア 報酬

証拠保全手続の結果にかかわらず、8万円まで消費者に支払を求めることができる。また、証拠保全手続において着手金の支払を求める場合は8万円を上限とする。

イ 費用

弁護士費用以外の費用は全額を消費者に請求できる。

(参考) 日本司法支援センターの民事法律扶助の基準

○損害賠償命令事件

着手金：54,000円～97,200円(税込)

事件の性質上特に処理が困難なものについては140,400円まで増額することができる。

報酬金：現実に入手した金銭が3000万円までは、その10%(税抜)を基準とする。

現実に入手した金銭が3000万円を超える部分については、その超える部分の6%(税抜)を加算する。

○強制執行事件

着手金：強制執行単独援助の場合 54,000円～75,600円(税込)

報酬金：本案事件と一括して決定する。

○証拠保全事件

着手金：64,800円～86,400円(税込)

報酬金：本案事件と一括して決定する。

## 5. 上限の例外

3. に記載したとおり、報酬等の上限はモデルケースのシミュレーション結果を参考に設定した。しかし、本制度の対象となる案件は様々なものがあり、また、同一の事件においても、対象消費者の年齢等といった属性や対象消費者が証拠を保持しているか否かなどによって労力をかける度合いが大きく異なる。また、回収額が少額の事件でも上限を堅持するとなると、特定適格消費者団体が現に支出した費用や費やした労力の対価を回収できないこととなるが、このような事態は、本制度の持続的な運用に支障をきたしかねない。そこで、正当な理由がある場合には、上限を超えて報酬等を受領することを認めるべきと考えられる。

もっとも、上限を超える場合を安易に認めると、上限規制を設ける趣旨を没却してしまうので、正当な理由がある場合は、当該事案の特殊な要因により労力や費用を要することが明らかな場合に限定すべきである。正当な理由がある場合は、例えば、各消費者の回収金額が低額な事件であり上限の範囲内では適

切な被害回復関係業務を実施できない場合、当事者の多数が高齢であり必要事項の伝達や意思確認のために面談が必要となることが多い場合、事業者が大多数の消費者の債権届出を否認したため簡易確定決定の準備で特に労力を要する場合、共通義務確認訴訟が著しく長期化し通常では要しないような費用が発生してしまった場合、対象消費者の数が極めて多く法第 26 条に基づく公告として多額の費用を要する公告（例えば新聞公告）を実施することが適切な場合などが考えられる。

そして、上限を超えて報酬等の支払を求めることがあることについては、授権に先立つ説明等において、消費者の理解が得られるよう、その旨、想定される理由及び想定される金額を十分に説明することが必要と考えられる。

## 第2 不利益処分等（法第85・86条等）

本制度においては、法第85条において特定適格消費者団体に対する適合命令及び改善命令並びに法第86条において特定認定の取消し等の不利益処分（以下「不利益処分等」という。）について規定しているところ、ここでいう不利益処分等の具体的内容については、以下のとおりに考えられる。

特定適格消費者団体に対する不利益処分等の選択に当たっては、不利益処分等の原因となる事実について、その経緯、動機・原因、社会的影響等を総合的に考慮し、原則としてまず適合命令又は改善命令を発し、それでも是正が図られない場合に認定の取消しを選択する。

特定適格消費者団体に対する不利益処分等は、原則として消費者庁ウェブサイトで公表する。

（説明）

### 1．意義

本制度においては、法第88条による読替後の消費者契約法第32条第1項の規定により、内閣総理大臣による特定適格消費者団体の認定制度を適確に運営し、被害回復関係業務が適正に行われることを維持・確保する観点から、本法及び消費者契約法の実施に必要な限度において報告及び立入検査についての権限を内閣総理大臣に認めている。

また、特定適格消費者団体は、相当多数の消費者の利益の擁護の観点から、特定認定後においても特定認定の要件に適合し続ける必要があるとともに、当該団体が遵守すべき一定の責務規定・行為規範を法定し、これが遵守されていないような場合においては、是正のための所要の監督措置を講ずることができるよう法第85条において適合命令、改善命令を規定している。

さらに、法第86条では、本制度の適確な運営を確保するため、特定適格消費者団体が法令違反を行った場合や特定認定の要件に適合しなくなった場合など、当該団体に被害回復関係業務の遂行を継続させることが不適当な場合において、内閣総理大臣は、当該団体の特定認定等を取り消すことができることとしている。

以上を踏まえ、本指針において、不利益処分等の選択の具体的内容を示すことを提案するものである。

### 2．具体的内容

#### （1） 特定適格消費者団体に対する不利益処分等の選択

特定適格消費者団体に対する不利益処分等の選択及び適用に当たっては、不利益処分等の原因となる事実について、その経緯、動機・原因、手段・方法、故意・過失の別、被害の程度、社会的影響、再発防止の対応策等を総合的に考慮して、報告及び立入検査（消費者契約法第32条）、適合命令若しくは改善命令（法第85条）又は特定認定の取消し（法第86条）を決するものとする考えられる。ただし、法第86条第2項各号に掲げる場合を除き、報告及び立入検査を端緒とする自主的な改善措置や適合命令又は改善命令によって是正が図られることが期待できるような場合は、原則として、まずそれ

らの命令を発し、それでも是正が図られない場合に特定認定の取消しを選択することとすることが適当と考えられる。

## **(2) 不利益処分等の公表**

特定適格消費者団体の監督において不利益処分等は、事業年度ごとに提出される財務諸表等の分析、定例的に行う調査、一般国民・事業者等から寄せられた情報を基に行うことが想定され、特定適格消費者団体の運営に具体的な問題があると認められる場合に講じることとなる。特定適格消費者団体に対する不利益処分等は、当該処分が特定認定の取消しという特定適格消費者団体にとって最も重い処分につながる可能性もあることから、当該処分の根拠を明らかにするなど特定適格消費者団体への監督に関する情報を公開することによって手続の透明性を図り、本制度に対する信頼を高めることが必要であると考えられる。それゆえ、法令違反行為又は法令違反につながるおそれがあると認められる事項が判明した場合には、当該団体の自主的改善措置の有無や改善の状況も考慮しつつ、所要の措置（報告徴求、立入検査、改善命令、適合命令）については、消費者庁ウェブサイトにおいて公表することが適当と考えられる。

## **(3) 適格消費者団体に対する不利益処分等の公表**

適格消費者団体に対して不利益処分等を行うに当たっても、(2) 記載のとおり、当該処分の根拠を明らかにするとともに、当該処分に至る手続の透明性や監督に係る情報の公開を図ることが必要と考えられるところ、現行の適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインにおいて特段の規定を設けていないことから、法令違反行為又は法令違反につながるおそれがあると認められる事項が判明した場合には、当該団体の自主的改善措置の有無や改善の状況も考慮しつつ、所要の措置（報告徴求、立入検査、改善命令、適合命令）について、消費者庁ウェブサイトにおいて公表することが適当と考えられる。



### 第3 手続追行する弁護士について

法第77条は、特定適格消費者団体は、被害回復関係業務を行う場合において、民事訴訟に関する手続（簡易確定手続を含む。）等については、弁護士に追行させなければならないと規定しているところ、同条の「弁護士」には、特定適格消費者団体の理事、専門委員である弁護士も含まれるとすることが考えられる。

（説明）

#### 1．意義

法第77条は「特定適格消費者団体は、被害回復関係業務を行う場合において、民事訴訟に関する手続（簡易確定手続を含む。）、仮差押命令に関する手続及び執行抗告（仮差押えの執行の手続に関する裁判に対する執行抗告を含む。）に係る手続については、弁護士に追行させなければならない。」と規定している（以下、法第77条により弁護士に追行させなければならない手続を「手続等」という。）。

同条の弁護士に、特定適格消費者団体の理事、専門委員である弁護士が含まれるのか、以下、検討する。

#### 2．検討

##### （1） 法第77条及び法第65条第5項

法第77条は、1．に記載のとおりに定めており、同条の「弁護士」には特定適格消費者団体の理事、専門委員は含まれない旨の記載はない。

次に、法第65条第5項は業務の公正な実施の確保に関する措置を業務規程の記載事項として法定しているが、理事のうち弁護士の占める割合は3分の1を超えることはなく（消費者契約法第13条第3項第4号ロ）、理事である弁護士だけの判断により理事会決議をすることはできない。また、特定適格消費者団体の弁護士選任行為や報酬額決定行為については、選任候補となっている、または選任されている理事である弁護士は、自らに関する事項を決議するのであるから、議決権の停止等により特定適格消費者団体の意思決定過程から排除されるとすることが考えられるが、手続等の追行は特定適格消費者団体の意思決定に基づいて行われるのであるから、手続等の追行それ自体によって業務の公正な実施の確保ができなくなる事態は想定しにくい。そして、特定適格消費者団体が被害回復関係業務を円滑に行うためには、事案の見通しの協議、理事会への報告、弁護士と特定適格消費者団体との役割分担などにおいて、依頼する弁護士との間で密接なコミュニケーションを図る必要がある。理事、専門委員である弁護士は、この密接なコミュニケーションという観点からすれば望ましい存在であるといえる。したがって、理事である弁護士の手続等の追行自体は、業務の公正な実施の確保に関する措置として禁じる必要はないと考えられる。

##### （2） 弁護士職務基本規程の定め

弁護士は、日本弁護士連合会が定める弁護士職務基本規程の規律に服するところ、同規程の第27条及び第28条は、職務を行ない得ない事件について定めており、同規程第28条第4号は「依頼者の利益と自己の経済的利益が相反す

る事件」について職務を行い得ない事件として定めている。理事、専門委員である弁護士は、理事、専門委員であることについて特定適格消費者団体から依頼を受けているので、理事、専門委員である弁護士からすると、特定適格消費者団体は、同規程の「依頼者」に該当する。そこで、特定適格消費者団体から報酬を得ることになる手続等の追行について依頼を受けることは同号に反するのではないかという疑問がある。

もともと、同号は、依頼者が同意すれば適用されない（同規程第 28 条本文）、特定適格消費者団体が、経済的利益が相反することを承知の上で当該弁護士に依頼する場合は、当該弁護士による手続等の追行は許容される。また、日本弁護士連合会は同号について「弁護士は、依頼者に対して報酬請求権を有しているから、本号を形式的に解釈すると、依頼者の利益と弁護士の経済的利益は常に相反することになってしまう。当然のことながら、本号はこのような場合を規律するものではない。」と解釈しており<sup>3</sup>、弁護士が特定適格消費者団体から報酬を得るからといって同号に抵触することはない。

### (3) 結論

以上からすれば、特定適格消費者団体の弁護士選任行為、報酬額決定行為については、選任候補となっている、または選任されている理事である弁護士は議決権の停止等により特定適格消費者団体の意思決定過程から排除されることが考えられるが、理事、専門委員である弁護士の手続等の追行は許容されるのであり、法第 77 条に規定する「弁護士」には、理事、専門委員である弁護士も含まれると考えられる。

---

<sup>3</sup> 日本弁護士連合会倫理委員会「解説『弁護士職務基本規程』第 2 版」81 頁

## 第4 会計基準

- (1) 特定適格消費者団体の行う被害回復関係業務については、適格消費者団体の行う差止請求関係業務と同様に、特定適格消費者団体の業務の適正な運営を確保し、特定適格消費者団体の活動内容や特定適格消費者団体の状況について国民一般の理解を得る必要があることから、法は、被害回復関係業務の実施状況や団体の財産状況に関する書類を作成しなければならないとすることに加え、当該団体に関する情報を広く公開することとしている<sup>4</sup>。
- (2) また、被害回復関係業務に係る経理は、特定適格消費者団体が行うこととなる他の業務（差止請求関係業務など）と区分して整理しなければならないと規定されているところ（法第84条）、被害回復関係業務に関する経理の正確性を確保することは、上記（1）記載の情報公開の実効性を確保し、ひいては被害回復関係業務の適正性を確保することにも資するものである。そのため、特定適格消費者団体が公表する書類の形式や内容が特定適格消費者団体ごとに異なっていると、活動実態をつかむことが困難となり、数字の検証が行えない状況を生み出すことになるから、特定適格消費者団体に関する情報を公開する制度趣旨を没却させてしまうおそれがあるとも考えられる。
- (3) 特定適格消費者団体は、特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であり（消費者契約法第13条第3項第1項）、特定非営利活動法人の分野では「NPO 法人会計基準」、一般社団法人又は一般財団法人の分野では「公益法人会計基準」が定められている。
- (4) そこで、これらの基準との整合性を保ちつつ、被害回復関係業務に係る経理（勘定科目や仕訳等）に関して、適格消費者団体の意見も参考に一定の基準を本法施行までに設けることを検討することが考えられる。また、適格消費者団体の経理に関しても、差止請求関係業務に係る経理についても同様に一定の基準を設けることも考えられる。
- (5) なお、特定適格消費者団体にとっては、会計処理に関する基準が作成されることにより、適切な団体運営に資するだけでなく、団体における事務作業量が低減することが期待できるものと考えられる。

---

<sup>4</sup> 具体的には、定款、業務規程、財務諸表等について作成、備置き、閲覧、提出について規定している（消費者契約法第31条）。

## モデルケースによるシミュレーション表

シミュレーションの前提	<p>【共通義務確認訴訟の弁護士費用】 ベテラン1名、中堅1名、若手2名の合計4名の弁護士団を想定した。 弁護士費用は、経済的利益を基準に算定することが多いが、共通義務確認訴訟においては、経済的利益を算定することが容易ではないから、弁護士1名当たりの着手金を15万円(税抜)とし、勝訴報酬を30万円(税抜)とした。 また、控訴審、上告審に至る可能性も想定されるので、控訴審、上告審の追加費用を各10万円(税抜)とした(差戻審については不確定的な要素が大きいのので考慮しないことにした)。 なお、弁護士費用は、事案の軽重によって定まるものであり、本シミュレーション表に記載されている金額は、何ら具体的な事案における弁護士費用を拘束するものではない(以下同じ。)</p>
	<p>【消費者に対する通知】 授權した消費者の数の2倍の数の消費者に通知をしていることを想定した。 消費者への通知は、通知事項を考慮して、150g以内の定形外郵便(1通当たり205円)によることを想定した。</p>
	<p>【公告費用】 特定適格消費者団体のウェブサイトによる公告を想定し、費用が発生しないと考えた。</p>
	<p>【説明会費用】 都内の150人規模の会場(1回当たり12万5000円・税抜)を想定した。 説明会の回数は、対象消費者の数が49人未満は1回、50人以上150人未満は2回とし、それ以上は150人ごとに1回ずつ回数を増やした。</p>
	<p>【簡易確定手続の弁護士費用】 日本司法支援センターの民事法律扶助の金銭事件の基準を参考に想定した。 詳細は、別表2のとおりである。</p> <p>【特定適格消費者団体の負担】 被害回復関係業務を行うに際しては、特定適格消費者団体も一定の事務を行うものであり、その事務にかかる負担について以下のとおり想定した。 場所代・機材代・電話代等については、消費者の数が150人未満は30万円とし、それ以上は150人ごとに各30万円を増額した。 臨時に雇用する人件費は、1ヶ月25万円(社会保険料等込み)で半年間雇用することを想定し(150万円)、人数は、消費者の数が150人未満が1人(ただし、50人未満では雇用しない)とし、それ以上は150人ごとに1人ずつ増員させた。</p>

## ①授権者数: 10

		消費者1人当たりの回収金額								
		100,000	300,000	500,000	1,000,000	1,500,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000
共通義務 確認訴訟	弁護士費用(実働4名・着手金15万円+勝訴報酬30万円)	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
	弁護士費用(実働4名・控訴審10万円+上告審10万円)	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000
簡易確定手続	消費者に対する通知(20人×205円)	4,040	4,040	4,040	4,040	4,040	4,040	4,040	4,040	4,040
	公告費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	説明会費用(1回)	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000
	弁護士費用	180,000	420,000	650,000	1,200,000	1,800,000	2,400,000	3,600,000	4,800,000	6,000,000
特定適格消費者団体の負担(場所代・機材代・電話代・人件費)		300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
合計		3,209,040	3,449,040	3,679,040	4,229,040	4,829,040	5,429,040	6,629,040	7,829,040	9,029,040

## ②授権者数: 50

		消費者1人当たりの回収金額								
		100,000	300,000	500,000	1,000,000	1,500,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000
共通義務 確認訴訟	弁護士費用(実働4名・着手金15万円+勝訴報酬30万円)	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
	弁護士費用(実働4名・控訴審10万円+上告審10万円)	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000
簡易確定手続	消費者に対する通知(100人×205円)	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500
	公告費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	説明会費用(都内150人規模の会場・2回)	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
	弁護士費用	650,000	1,800,000	3,000,000	6,000,000	9,000,000	12,000,000	15,000,000	18,000,000	21,000,000
特定適格消費者団体の負担(場所代・機材代・電話代・人件費)		1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
合計		5,320,500	6,470,500	7,670,500	10,670,500	13,670,500	16,670,500	19,670,500	22,670,500	25,670,500

## ③授権者数: 100

		消費者1人当たりの回収金額								
		100,000	300,000	500,000	1,000,000	1,500,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000
共通義務 確認訴訟	弁護士費用(実働4名・着手金15万円+勝訴報酬30万円)	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
	弁護士費用(実働4名・控訴審10万円+上告審10万円)	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000
簡易確定手続	消費者に対する通知(200人×205円)	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000
	公告費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	説明会費用(2回)	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
	弁護士費用	1,200,000	3,600,000	6,000,000	12,000,000	15,000,000	18,000,000	24,000,000	30,000,000	36,000,000
特定適格消費者団体の負担(場所代・機材代・電話代・人件費)		1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
合計		5,891,000	8,291,000	10,691,000	16,691,000	19,691,000	22,691,000	28,691,000	34,691,000	40,691,000

## ④授権者数: 150

		消費者1人当たりの回収金額								
		100,000	300,000	500,000	1,000,000	1,500,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000
共通義務 確認訴訟	弁護士費用(実働4名・着手金15万円+勝訴報酬30万円)	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
	弁護士費用(実働4名・控訴審10万円+上告審10万円)	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000
簡易確定手続	消費者に対する通知(300人×205円)	61,500	61,500	61,500	61,500	61,500	61,500	61,500	61,500	61,500
	公告費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	説明会費用(3回)	375,000	375,000	375,000	375,000	375,000	375,000	375,000	375,000	375,000
	弁護士費用	1,800,000	5,400,000	9,000,000	15,000,000	19,500,000	24,000,000	33,000,000	42,000,000	51,000,000
特定適格消費者団体の負担(場所代・機材代・電話代・人件費)		3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000
合計		8,436,500	12,036,500	15,636,500	21,636,500	26,136,500	30,636,500	39,636,500	48,636,500	57,636,500

## ⑤授権者数: 200

		消費者1人当たりの回収金額								
		100,000	300,000	500,000	1,000,000	1,500,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000
共通義務 確認訴訟	弁護士費用(実働4名・着手金15万円+勝訴報酬30万円)	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
	弁護士費用(実働4名・控訴審10万円+上告審10万円)	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000
簡易確定手続	消費者に対する通知(400人×205円)	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000
	公告費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	説明会費用(3回)	375,000	375,000	375,000	375,000	375,000	375,000	375,000	375,000	375,000
	弁護士費用	2,400,000	7,200,000	12,000,000	18,000,000	24,000,000	30,000,000	42,000,000	54,000,000	66,000,000
特定適格消費者団体の負担(場所代・機材代・電話代・人件費)		3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000
合計		9,057,000	13,857,000	18,657,000	24,657,000	30,657,000	36,657,000	48,657,000	60,657,000	72,657,000

## ⑥授権者数: 300

		消費者1人当たりの回収金額								
		100,000	300,000	500,000	1,000,000	1,500,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000
共通義務 確認訴訟	弁護士費用(実働4名・着手金15万円+勝訴報酬30万円)	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
	弁護士費用(実働4名・控訴審10万円+上告審10万円)	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000
簡易確定手続	消費者に対する通知(600人×205円)	123,000	123,000	123,000	123,000	123,000	123,000	123,000	123,000	123,000
	公告費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	説明会費用(4回)	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
	弁護士費用	3,600,000	10,800,000	15,000,000	24,000,000	33,000,000	42,000,000	60,000,000	78,000,000	96,000,000
特定適格消費者団体の負担(場所代・機材代・電話代・人件費)		5,400,000	5,400,000	5,400,000	5,400,000	5,400,000	5,400,000	5,400,000	5,400,000	5,400,000
合計		12,223,000	19,423,000	23,623,000	32,623,000	41,623,000	50,623,000	68,623,000	86,623,000	104,623,000

## ⑦授権者数: 400

		消費者1人あたりの回収金額								
		100,000	300,000	500,000	1,000,000	1,500,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000
共通義務 確認訴訟	弁護士費用(実働4名・着手金15万円+勝訴報酬30万円)	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
	弁護士費用(実働4名・控訴審10万円+上告審10万円)	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000
簡易確定手続	消費者に対する通知(800人×205円)	164,000	164,000	164,000	164,000	164,000	164,000	164,000	164,000	164,000
	公告費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	説明会費用(4回)	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
	弁護士費用	4,800,000	13,200,000	18,000,000	30,000,000	42,000,000	54,000,000	78,000,000	102,000,000	126,000,000
特定適格消費者団体の負担(場所代・機材代・電話代・人件費)		5,400,000	5,400,000	5,400,000	5,400,000	5,400,000	5,400,000	5,400,000	5,400,000	5,400,000
合計		13,464,000	21,864,000	26,664,000	38,664,000	50,664,000	62,664,000	86,664,000	110,664,000	134,664,000

## ⑧授権者数: 500

		消費者1人当たりの回収金額								
		100,000	300,000	500,000	1,000,000	1,500,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000
共通義務 確認訴訟	弁護士費用(実働4名・着手金15万円+勝訴報酬30万円)	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
	弁護士費用(実働4名・控訴審10万円+上告審10万円)	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000
簡易確定手続	消費者に対する通知(1000人×205円)	205,000	205,000	205,000	205,000	205,000	205,000	205,000	205,000	205,000
	公告費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	説明会費用(5回)	625,000	625,000	625,000	625,000	625,000	625,000	625,000	625,000	625,000
	弁護士費用	6,000,000	15,000,000	21,000,000	36,000,000	51,000,000	66,000,000	96,000,000	126,000,000	156,000,000
特定適格消費者団体の負担(場所代・機材代・電話代・人件費)		7,200,000	7,200,000	7,200,000	7,200,000	7,200,000	7,200,000	7,200,000	7,200,000	7,200,000
合計		16,630,000	25,630,000	31,630,000	46,630,000	61,630,000	76,630,000	106,630,000	136,630,000	166,630,000

## ⑨授権者数: 750

		消費者1人当たりの回収金額								
		100,000	300,000	500,000	1,000,000	1,500,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000
共通義務 確認訴訟	弁護士費用(実働4名・着手金15万円+勝訴報酬30万円)	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
	弁護士費用(実働4名・控訴審10万円+上告審10万円)	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000
簡易確定手続	消費者に対する通知(1500人×205円)	307,500	307,500	307,500	307,500	307,500	307,500	307,500	307,500	307,500
	公告費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	説明会費用(7回)	875,000	875,000	875,000	875,000	875,000	875,000	875,000	875,000	875,000
	弁護士費用	9,000,000	19,500,000	28,500,000	51,000,000	73,500,000	96,000,000	141,000,000	186,000,000	231,000,000
特定適格消費者団体の負担(場所代・機材代・電話代・人件費)		10,800,000	10,800,000	10,800,000	10,800,000	10,800,000	10,800,000	10,800,000	10,800,000	10,800,000
合計		23,582,500	34,082,500	43,082,500	65,582,500	88,082,500	110,582,500	155,582,500	200,582,500	245,582,500

## ⑩授権者数: 1000

		消費者1人当たりの回収金額								
		100,000	300,000	500,000	1,000,000	1,500,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000
共通義務 確認訴訟	弁護士費用(実働4名・着手金15万円+勝訴報酬30万円)	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
	弁護士費用(実働4名・控訴審10万円+上告審10万円)	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000
簡易確定手続	消費者に対する通知(2000人×205円)	410,000	410,000	410,000	410,000	410,000	410,000	410,000	410,000	410,000
	公告費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	説明会費用(8回)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	弁護士費用	12,000,000	24,000,000	36,000,000	66,000,000	96,000,000	126,000,000	186,000,000	246,000,000	306,000,000
特定適格消費者団体の負担(場所代・機材代・電話代・人件費)		12,600,000	12,600,000	12,600,000	12,600,000	12,600,000	12,600,000	12,600,000	12,600,000	12,600,000
合計		28,610,000	40,610,000	52,610,000	82,610,000	112,610,000	142,610,000	202,610,000	262,610,000	322,610,000

## 簡易確定手続の弁護士費用の想定根拠

日本司法支援センターの民事法律扶助の金銭請求事件の基準			着手金の税抜	各階層の 中間金額	中間金額におけ る報酬金(税抜)	中間金額におけ る着手金・報酬 金の合計額(税 抜)	中間金額の場合 の報酬割合	小数点以 下を四捨 五入
	着手金 (税込)	報酬金(税抜)						
50万円未満	64,800	回収額の10%。3000 万円を超える部分は、そ の超える部分の6%。	60,000	250,000	25,000	85,000	34.00%	34%
50万円以上100万円未満	97,200		90,000	750,000	75,000	165,000	22.00%	22%
100万円以上200万円未満	129,600		120,000	1,500,000	150,000	270,000	18.00%	18%
200万円以上300万円未満	162,000		150,000	2,500,000	250,000	400,000	16.00%	16%
300万円以上500万円未満	183,600		170,000	4,000,000	400,000	570,000	14.25%	14%
500万円以上1000万円未満	216,000		200,000	7,500,000	750,000	950,000	12.67%	13%
1000万円以上	237,000		219,444	10,000,000	1,000,000	1,219,444	12.19%	12%

日本司法支援センターの民事法律扶助の金銭事件の基準は、各階層ごとに着手金を定め、報酬金は階層の区別なく、回収額の10%、3000万円を超える部分は、その超える部分について6%と定めている。

そこで、まず、各階層部分の中間金額(ただし1000万円以上の階層では中間金額を想定できないので、1000万円を想定した)における着手金と報酬金の合計額を算出し、その合計額が、回収金額に占める割合を算出し、この割合の小数点以下を四捨五入した(以下、これを報酬割合という)。そして、民事法律扶助の基準は、依頼者1名を念頭に置いた報酬割合であるが、これを消費者1名ごとに適用すると各消費者が各自で民事法律扶助を利用して弁護士を依頼したのと同様の結果になってしまい、本制度を活用する意味がなくなってしまう。そのため、消費者1名ごとの回収金額ではなく、回収総額を基準にして以下のとおりに想定した(税抜)。

- 回収総額が100万円以上200万円未満の場合・・・18%
- 回収総額が200万円以上300万円未満の場合・・・16%
- 回収総額が300万円以上500万円未満の場合・・・14%
- 回収総額が500万円以上1000万円未満の場合・・・13%
- 回収総額が1000万円以上・・・12%

次に報酬割合の逡減であるが、民事法律扶助の基準は依頼者1名を念頭に置いたものであり、これをそのまま適用すると、個々の消費者の回収額が3000万円を超えたときに逡減をさせることになる。しかし、個々の消費者の回収額が3000万円を越えることを想定することは困難であるから、回収総額が1億円を超える部分は、その超える部分について6%に逡減させることにした(税抜)。

## 報酬等の上限表

## 【A案】

(税抜)

		100人未満	100人以上 200人未満	200人以上 300人未満	300人以上 400人未満	400人以上 600人未満	600人以上 1000人未満	1000人以上
個々の消費者の 回収金額	200,000 未満	95%	60%	45%	41%	34%	33%	29%
	200,000 以上 500,000 未満	8% + 174,000	6% + 108,000	6% + 78,000	6% + 70,000	6% + 56,000	6% + 54,000	6% + 46,000
	500,000 以上 1,000,000 未満	8% + 174,000	6% + 108,000	6% + 78,000	6% + 70,000	6% + 56,000	6% + 54,000	6% + 46,000
	1,000,000 以上 2,000,000 未満	8% + 174,000	6% + 108,000	6% + 78,000	6% + 70,000	6% + 56,000	6% + 54,000	6% + 46,000
	2,000,000 以上 3,000,000 未満	6% + 214,000	6% + 108,000	6% + 78,000	6% + 70,000	6% + 56,000	6% + 54,000	6% + 46,000
	3,000,000 以上 4,000,000 未満	6% + 214,000	6% + 108,000	6% + 78,000	6% + 70,000	6% + 56,000	6% + 54,000	6% + 46,000
	4,000,000 以上 5,000,000 未満	6% + 214,000	6% + 108,000	6% + 78,000	6% + 70,000	6% + 56,000	6% + 54,000	6% + 46,000
	5,000,000 以上	6% + 214,000	6% + 108,000	6% + 78,000	6% + 70,000	6% + 56,000	6% + 54,000	6% + 46,000

## 【B案】

(税抜)

		100人未満	100人以上 200人未満	200人以上 300人未満	300人以上 400人未満	400人以上 600人未満	600人以上 1000人未満	1000人以上
個々の消費者の 回収金額	200,000 未満	40%	32%	27%	26%	23%	20%	18%
	200,000 以上 500,000 未満	26% + 28,000	17% + 30,000	15% + 24,000	11% + 30,000	8% + 30,000	7% + 26,000	6% + 24,000
	500,000 以上 1,000,000 未満	16% + 78,000	11% + 60,000	6% + 69,000	6% + 55,000	6% + 40,000	6% + 31,000	6% + 24,000
	1,000,000 以上 2,000,000 未満	10% + 138,000	6% + 110,000	6% + 69,000	6% + 55,000	6% + 40,000	6% + 31,000	6% + 24,000
	2,000,000 以上 3,000,000 未満	6% + 218,000	6% + 110,000	6% + 69,000	6% + 55,000	6% + 40,000	6% + 31,000	6% + 24,000
	3,000,000 以上 4,000,000 未満	6% + 218,000	6% + 110,000	6% + 69,000	6% + 55,000	6% + 40,000	6% + 31,000	6% + 24,000
	4,000,000 以上 5,000,000 未満	6% + 218,000	6% + 110,000	6% + 69,000	6% + 55,000	6% + 40,000	6% + 31,000	6% + 24,000
	5,000,000 以上	6% + 218,000	6% + 110,000	6% + 69,000	6% + 55,000	6% + 40,000	6% + 31,000	6% + 24,000

## 【C案】

(税抜)

		100人未満	100人以上 200人未満	200人以上 300人未満	300人以上 400人未満	400人以上 600人未満	600人以上 1000人未満	1000人以上
個々の消費者の 回収金額	200,000 未満	50%	35%	30%	27%	25%	21%	20%
	200,000 以上 500,000 未満	30% + 40,000	20% + 30,000	15% + 30,000	12% + 30,000	8% + 34,000	8% + 26,000	6% + 28,000
	500,000 以上 1,000,000 未満	20% + 90,000	10% + 80,000	6% + 75,000	6% + 60,000	6% + 44,000	6% + 36,000	6% + 28,000
	1,000,000 以上 2,000,000 未満	10% + 190,000	6% + 120,000	6% + 75,000	6% + 60,000	6% + 44,000	6% + 36,000	6% + 28,000
	2,000,000 以上 3,000,000 未満	6% + 270,000	6% + 120,000	6% + 75,000	6% + 60,000	6% + 44,000	6% + 36,000	6% + 28,000
	3,000,000 以上 4,000,000 未満	6% + 270,000	6% + 120,000	6% + 75,000	6% + 60,000	6% + 44,000	6% + 36,000	6% + 28,000
	4,000,000 以上 5,000,000 未満	6% + 270,000	6% + 120,000	6% + 75,000	6% + 60,000	6% + 44,000	6% + 36,000	6% + 28,000
	5,000,000 以上	6% + 270,000	6% + 120,000	6% + 75,000	6% + 60,000	6% + 44,000	6% + 36,000	6% + 28,000



シミュレーション結果による支出・負担の一覧表

(税抜)

		消費者1人当たりの回収金額								
		100,000	300,000	500,000	1,000,000	1,500,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000
授権者数	10	3,209,040	3,449,040	3,679,040	4,229,040	4,829,040	5,429,040	6,629,040	7,829,040	9,029,040
	50	5,320,500	6,470,500	7,670,500	10,670,500	13,670,500	16,670,500	19,670,500	22,670,500	25,670,500
	100	5,891,000	8,291,000	10,691,000	16,691,000	19,691,000	22,691,000	28,691,000	34,691,000	40,691,000
	150	8,436,500	12,036,500	15,636,500	21,636,500	26,136,500	30,636,500	39,636,500	48,636,500	57,636,500
	200	9,057,000	13,857,000	18,657,000	24,657,000	30,657,000	36,657,000	48,657,000	60,657,000	72,657,000
	300	12,223,000	19,423,000	23,623,000	32,623,000	41,623,000	50,623,000	68,623,000	86,623,000	104,623,000
	400	13,464,000	21,864,000	26,664,000	38,664,000	50,664,000	62,664,000	86,664,000	110,664,000	134,664,000
	500	16,630,000	25,630,000	31,630,000	46,630,000	61,630,000	76,630,000	106,630,000	136,630,000	166,630,000
	750	23,582,500	34,082,500	43,082,500	65,582,500	88,082,500	110,582,500	155,582,500	200,582,500	245,582,500
	1000	28,610,000	40,610,000	52,610,000	82,610,000	112,610,000	142,610,000	202,610,000	262,610,000	322,610,000

A案による特定適格消費者団体が消費者から受領する報酬等の上限の一覧表

(税抜)

		消費者1人当たりの回収金額								
		100,000	300,000	500,000	1,000,000	1,500,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000
授権者数	10	950,000	1,980,000	2,140,000	2,540,000	2,940,000	3,340,000	3,940,000	4,540,000	5,140,000
	50	4,750,000	9,900,000	10,700,000	12,700,000	14,700,000	16,700,000	19,700,000	22,700,000	25,700,000
	100	6,000,000	12,600,000	13,800,000	16,800,000	19,800,000	22,800,000	28,800,000	34,800,000	40,800,000
	150	9,000,000	18,900,000	20,700,000	25,200,000	29,700,000	34,200,000	43,200,000	52,200,000	61,200,000
	200	9,000,000	19,200,000	21,600,000	27,600,000	33,600,000	39,600,000	51,600,000	63,600,000	75,600,000
	300	12,300,000	26,400,000	30,000,000	39,000,000	48,000,000	57,000,000	75,000,000	93,000,000	111,000,000
	400	13,600,000	29,600,000	34,400,000	46,400,000	58,400,000	70,400,000	94,400,000	118,400,000	142,400,000
	500	17,000,000	37,000,000	43,000,000	58,000,000	73,000,000	88,000,000	118,000,000	148,000,000	178,000,000
	750	24,750,000	54,000,000	63,000,000	85,500,000	108,000,000	130,500,000	175,500,000	220,500,000	265,500,000
	1000	29,000,000	64,000,000	76,000,000	106,000,000	136,000,000	166,000,000	226,000,000	286,000,000	346,000,000

A案による報酬等の上限とシミュレーション結果の差額表

(税抜)

		消費者1人当たりの回収金額								
		100,000	300,000	500,000	1,000,000	1,500,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000
授権者数	10	-2,259,040	-1,469,040	-1,539,040	-1,689,040	-1,889,040	-2,089,040	-2,689,040	-3,289,040	-3,889,040
	50	-570,500	3,429,500	3,029,500	2,029,500	1,029,500	29,500	29,500	29,500	29,500
	100	109,000	4,309,000	3,109,000	109,000	109,000	109,000	109,000	109,000	109,000
	150	563,500	6,863,500	5,063,500	3,563,500	3,563,500	3,563,500	3,563,500	3,563,500	3,563,500
	200	-57,000	5,343,000	2,943,000	2,943,000	2,943,000	2,943,000	2,943,000	2,943,000	2,943,000
	300	77,000	6,977,000	6,377,000	6,377,000	6,377,000	6,377,000	6,377,000	6,377,000	6,377,000
	400	136,000	7,736,000	7,736,000	7,736,000	7,736,000	7,736,000	7,736,000	7,736,000	7,736,000
	500	370,000	11,370,000	11,370,000	11,370,000	11,370,000	11,370,000	11,370,000	11,370,000	11,370,000
	750	1,167,500	19,917,500	19,917,500	19,917,500	19,917,500	19,917,500	19,917,500	19,917,500	19,917,500
	1000	390,000	23,390,000	23,390,000	23,390,000	23,390,000	23,390,000	23,390,000	23,390,000	23,390,000

シミュレーション結果による支出・負担の一覧表

(税抜)

		消費者1人当たりの回収金額								
		100,000	300,000	500,000	1,000,000	1,500,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000
授権者数	10	3,209,040	3,449,040	3,679,040	4,229,040	4,829,040	5,429,040	6,629,040	7,829,040	9,029,040
	50	5,320,500	6,470,500	7,670,500	10,670,500	13,670,500	16,670,500	19,670,500	22,670,500	25,670,500
	100	5,891,000	8,291,000	10,691,000	16,691,000	19,691,000	22,691,000	28,691,000	34,691,000	40,691,000
	150	8,436,500	12,036,500	15,636,500	21,636,500	26,136,500	30,636,500	39,636,500	48,636,500	57,636,500
	200	9,057,000	13,857,000	18,657,000	24,657,000	30,657,000	36,657,000	48,657,000	60,657,000	72,657,000
	300	12,223,000	19,423,000	23,623,000	32,623,000	41,623,000	50,623,000	68,623,000	86,623,000	104,623,000
	400	13,464,000	21,864,000	26,664,000	38,664,000	50,664,000	62,664,000	86,664,000	110,664,000	134,664,000
	500	16,630,000	25,630,000	31,630,000	46,630,000	61,630,000	76,630,000	106,630,000	136,630,000	166,630,000
	750	23,582,500	34,082,500	43,082,500	65,582,500	88,082,500	110,582,500	155,582,500	200,582,500	245,582,500
	1000	28,610,000	40,610,000	52,610,000	82,610,000	112,610,000	142,610,000	202,610,000	262,610,000	322,610,000

B案による特定適格消費者団体が消費者から受領する報酬等の上限の一覧表

(税抜)

		消費者1人当たりの回収金額								
		100,000	300,000	500,000	1,000,000	1,500,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000
授権者数	10	400,000	1,060,000	1,580,000	2,380,000	2,880,000	3,380,000	3,980,000	4,580,000	5,180,000
	50	2,000,000	5,300,000	7,900,000	11,900,000	14,400,000	16,900,000	19,900,000	22,900,000	25,900,000
	100	3,200,000	8,100,000	11,500,000	17,000,000	20,000,000	23,000,000	29,000,000	35,000,000	41,000,000
	150	4,800,000	12,150,000	17,250,000	25,500,000	30,000,000	34,500,000	43,500,000	52,500,000	61,500,000
	200	5,400,000	13,800,000	19,800,000	25,800,000	31,800,000	37,800,000	49,800,000	61,800,000	73,800,000
	300	7,800,000	18,900,000	25,500,000	34,500,000	43,500,000	52,500,000	70,500,000	88,500,000	106,500,000
	400	9,200,000	21,600,000	28,000,000	40,000,000	52,000,000	64,000,000	88,000,000	112,000,000	136,000,000
	500	11,500,000	27,000,000	35,000,000	50,000,000	65,000,000	80,000,000	110,000,000	140,000,000	170,000,000
	750	15,000,000	35,250,000	45,750,000	68,250,000	90,750,000	113,250,000	158,250,000	203,250,000	248,250,000
	1000	18,000,000	42,000,000	54,000,000	84,000,000	114,000,000	144,000,000	204,000,000	264,000,000	324,000,000

B案による報酬等の上限とシミュレーション結果の差額表

(税抜)

		消費者1人当たりの回収金額								
		100,000	300,000	500,000	1,000,000	1,500,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000
授権者数	10	-2,809,040	-2,389,040	-2,099,040	-1,849,040	-1,949,040	-2,049,040	-2,649,040	-3,249,040	-3,849,040
	50	-3,320,500	-1,170,500	229,500	1,229,500	729,500	229,500	229,500	229,500	229,500
	100	-2,691,000	-191,000	809,000	309,000	309,000	309,000	309,000	309,000	309,000
	150	-3,636,500	113,500	1,613,500	3,863,500	3,863,500	3,863,500	3,863,500	3,863,500	3,863,500
	200	-3,657,000	-57,000	1,143,000	1,143,000	1,143,000	1,143,000	1,143,000	1,143,000	1,143,000
	300	-4,423,000	-523,000	1,877,000	1,877,000	1,877,000	1,877,000	1,877,000	1,877,000	1,877,000
	400	-4,264,000	-264,000	1,336,000	1,336,000	1,336,000	1,336,000	1,336,000	1,336,000	1,336,000
	500	-5,130,000	1,370,000	3,370,000	3,370,000	3,370,000	3,370,000	3,370,000	3,370,000	3,370,000
	750	-8,582,500	1,167,500	2,667,500	2,667,500	2,667,500	2,667,500	2,667,500	2,667,500	2,667,500
	1000	-10,610,000	1,390,000	1,390,000	1,390,000	1,390,000	1,390,000	1,390,000	1,390,000	1,390,000

シミュレーション結果による支出・負担の一覧表

(税抜)

		消費者1人当たりの回収金額								
		100,000	300,000	500,000	1,000,000	1,500,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000
授権者数	10	3,209,040	3,449,040	3,679,040	4,229,040	4,829,040	5,429,040	6,629,040	7,829,040	9,029,040
	50	5,320,500	6,470,500	7,670,500	10,670,500	13,670,500	16,670,500	19,670,500	22,670,500	25,670,500
	100	5,891,000	8,291,000	10,691,000	16,691,000	19,691,000	22,691,000	28,691,000	34,691,000	40,691,000
	150	8,436,500	12,036,500	15,636,500	21,636,500	26,136,500	30,636,500	39,636,500	48,636,500	57,636,500
	200	9,057,000	13,857,000	18,657,000	24,657,000	30,657,000	36,657,000	48,657,000	60,657,000	72,657,000
	300	12,223,000	19,423,000	23,623,000	32,623,000	41,623,000	50,623,000	68,623,000	86,623,000	104,623,000
	400	13,464,000	21,864,000	26,664,000	38,664,000	50,664,000	62,664,000	86,664,000	110,664,000	134,664,000
	500	16,630,000	25,630,000	31,630,000	46,630,000	61,630,000	76,630,000	106,630,000	136,630,000	166,630,000
	750	23,582,500	34,082,500	43,082,500	65,582,500	88,082,500	110,582,500	155,582,500	200,582,500	245,582,500
	1000	28,610,000	40,610,000	52,610,000	82,610,000	112,610,000	142,610,000	202,610,000	262,610,000	322,610,000

C案による特定適格消費者団体が消費者から受領する報酬等の上限の一覧表

(税抜)

		消費者1人当たりの回収金額								
		100,000	300,000	500,000	1,000,000	1,500,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000
授権者数	10	500,000	1,300,000	1,900,000	2,900,000	3,400,000	3,900,000	4,500,000	5,100,000	5,700,000
	50	2,500,000	6,500,000	9,500,000	14,500,000	17,000,000	19,500,000	22,500,000	25,500,000	28,500,000
	100	3,500,000	9,000,000	13,000,000	18,000,000	21,000,000	24,000,000	30,000,000	36,000,000	42,000,000
	150	5,250,000	13,500,000	19,500,000	27,000,000	31,500,000	36,000,000	45,000,000	54,000,000	63,000,000
	200	6,000,000	15,000,000	21,000,000	27,000,000	33,000,000	39,000,000	51,000,000	63,000,000	75,000,000
	300	8,100,000	19,800,000	27,000,000	36,000,000	45,000,000	54,000,000	72,000,000	90,000,000	108,000,000
	400	10,000,000	23,200,000	29,600,000	41,600,000	53,600,000	65,600,000	89,600,000	113,600,000	137,600,000
	500	12,500,000	29,000,000	37,000,000	52,000,000	67,000,000	82,000,000	112,000,000	142,000,000	172,000,000
	750	15,750,000	37,500,000	49,500,000	72,000,000	94,500,000	117,000,000	162,000,000	207,000,000	252,000,000
	1000	20,000,000	46,000,000	58,000,000	88,000,000	118,000,000	148,000,000	208,000,000	268,000,000	328,000,000

C案による報酬等の上限とシミュレーション結果の差額表

(税抜)

		消費者1人当たりの回収金額								
		100,000	300,000	500,000	1,000,000	1,500,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000
授権者数	10	-2,709,040	-2,149,040	-1,779,040	-1,329,040	-1,429,040	-1,529,040	-2,129,040	-2,729,040	-3,329,040
	50	-2,820,500	29,500	1,829,500	3,829,500	3,329,500	2,829,500	2,829,500	2,829,500	2,829,500
	100	-2,391,000	709,000	2,309,000	1,309,000	1,309,000	1,309,000	1,309,000	1,309,000	1,309,000
	150	-3,186,500	1,463,500	3,863,500	5,363,500	5,363,500	5,363,500	5,363,500	5,363,500	5,363,500
	200	-3,057,000	1,143,000	2,343,000	2,343,000	2,343,000	2,343,000	2,343,000	2,343,000	2,343,000
	300	-4,123,000	377,000	3,377,000	3,377,000	3,377,000	3,377,000	3,377,000	3,377,000	3,377,000
	400	-3,464,000	1,336,000	2,936,000	2,936,000	2,936,000	2,936,000	2,936,000	2,936,000	2,936,000
	500	-4,130,000	3,370,000	5,370,000	5,370,000	5,370,000	5,370,000	5,370,000	5,370,000	5,370,000
	750	-7,832,500	3,417,500	6,417,500	6,417,500	6,417,500	6,417,500	6,417,500	6,417,500	6,417,500
	1000	-8,610,000	5,390,000	5,390,000	5,390,000	5,390,000	5,390,000	5,390,000	5,390,000	5,390,000